株式会社大阪堂島商品取引所上場商品の日中取引証拠金等の計算対象への追加に伴う
「商品取引債務引受業に係る取引証拠金等に関する規則」の一部改正について

I.　改正趣旨

証券取引等清算業務について、ＦＭＩ原則（金融市場インフラのための原則）等の国際規制の求めを踏まえ、株式会社大阪堂島商品取引所における取引に係る建玉についても他の指定市場開設者における取引に係る建玉と同様に、日中取引証拠金、緊急取引証拠金及び特定先緊急取引証拠金の計算対象に含めることによって、清算機関としてのリスク管理を強化すべく、「商品取引債務引受業に係る取引証拠金等に関する規則」について、別紙のとおり所要の改正を行う。

II. 改正概要	（備　考）
・ 株式会社大阪堂島商品取引所における取引に係る建玉についての日中取引証拠金、緊急取引証拠金及び特定先緊急取引証拠金の計算対象への追加	・令和２年７月２７日制定付則

Ⅲ. 施行日

２０２１年５月１７日から施行する。

以　　上

別紙

商品取引債務引受業に係る取引証拠金等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
令和２年７月２７日制定付則 １・２　（略） （削る） ３　（略） 付　　則 この改正規定は、令和３年５月１７日から施行する。	令和２年７月２７日制定付則 １・２　（略） ３　第２４条、第２７条及び第２９条の規定にかかわらず、大阪堂島商品取引所における取引に係る建玉については、当分の間、第２４条に定める日中取引証拠金所要額、第２７条に定める緊急取引証拠金所要額及び第２９条に定める特定先緊急取引証拠金の算出において対象外とする。 ４　（略）